

原子力防災資機材（原子力発電施設等緊急時安全対策交付金）について

平成 30 年 7 月 12 日

原子力安全対策課 災害対策班

原子力防災資機材に関しては、周辺地域住民の安全確保のためにあらかじめ講ぜられる措置を十分なものにするため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金により浜岡原子力発電所周辺 11 市町及び消防本部、警察本部等に資機材の配備をしている。

この度、内閣府より平成 30 年度の交付決定がなされたことを受け、以下のとおり資機材の調達を進める。

1 本年度配備について

平成 30 年 6 月 29 日府政原防第 449 号交付決定通知より別紙のとおり資機材の調達が決定したので、契約・納品業務を進める。納品場所・納品日等の調整については、各配備先と個別に進める。

2 来年度以降の配備計画について

平成 31 年度予算編成のスケジュール（案）については以下のとおり。

個人防護資機材の状況調査及び資機材要望調査を実施する予定なので、資機材の状況確認や必要性の整理等のご検討を御願いたい。

○スケジュール（案）

H30.	9月上旬	個人防護資機材の状況調査・資機材要望調査	発出
	9月末まで	個人防護資機材の状況調査・資機材要望調査	回答
	10月中旬	個別調整	
	10月下旬	予算要望（県予算編成）	
H31.	5月	内閣府交付申請ヒアリング	
	6月	交付決定	

防護マスク	半面マスク	33 個
防護マスクフィルター		234 組
防護服(不織布)		675 着
防護服(EVA製)		265 着
防護帽		714 枚
綿手		426 双
軍足		1145 足
ゴム手袋		381 双
ゴム長靴		236 足
長靴カバー		656 足
固定テープ		58 個
防塵マスク		21 枚
保護めがね		234 枚
アラームメータ		76 個
空気呼吸器		2 式
デジタルカメラ		3 式
発電機		1 式
資機材保管倉庫		2 台
ファクシミリ		1 台
救助用ソフトストレッチャー		4 式
広域事前配備用資機材(コンテナ)	避難退域時検査場所用	7 式

平成 30 年 7 月 12 日
 静岡県危機管理部原子力安全対策課

(件名)

原子力防災関係研修の実施計画について

1 概要

県及び各市町向けの原子力防災研修体系は、下記のとおり「基礎研修」、「要員研修」、「本部図上演習」から構成されており、本年度から実施主体が内閣府から静岡県に移管されている。

	平成 29 年度	平成 30 年度
原子力防災 基礎研修	内閣府	静岡県
原子力防災 要員研修	内閣府	内閣府
原子力災害現地対策 本部図上研修	内閣府	内閣府

2 実施予定研修

(1) 原子力防災関係機関・県・PAZ/UPZ 市町向

下記の日程で開催を予定している。

基礎研修 1 回目	6 月 29 日 (金)	御前崎市研修センター (実施済)
要員研修 1 回目	7 月 26 日 (木)	御前崎市研修センター
基礎研修 2 回目	8 月下旬から 9 月上旬	沼津市内 (未定)
要員研修 2 回目	9 月 26 日 (木)	御前崎市研修センター
現地対策本部図上演習	10 月 23 日 (火) ~ 24 日 (水)	原子力防災センター (予定)

(2) 広域避難先都県・市町村向

本年度から広域避難先都県において、広域避難先都県・市町村向けの原子力防災基礎研修を実施することが可能となった。

現在、長野県、岐阜県等で開催を予定している。

(3) 県内広域避難先市町向

(1) の日程を考慮し、今後検討する。

原子力防災研修体系

(平成29年度)

(平成30年度)

(平成31年度以降)

防災業務関係者研修
 防災業務関係者（民間事業者）向け（33回）

原子力防災基礎研修
 防災業務関係者（国・自治体等職員）向け（46回）

研修実施要領の制定
 （平成29年11月）

- ・研修計画に基づく財政的支援
- ・一部の防災業務関係者向けの基礎教育を除き、関係道府県において主体的に実施。
- ・研修の企画立案・運営等に関する技術的助言。
- ・標準テキスト等の改訂。

- ・研修計画に基づく財政的支援
- ・一部の防災業務関係者向けの基礎教育を除き、関係道府県において主体的に実施。
- ・研修の企画立案・運営等に関する技術的助言。
- ・標準テキスト等の改訂。

原子力防災基礎研修
 原子力災害対策要員（国職員等）向け（東京3回／地方5回程度）

- ・国職員等向け放射線の基礎知識の普及は、継続して内閣府が実施。

原子力災害対策要員研修
 原子力災害対策要員（国・自治体等職員）向け（36回）

原子力災害対策要員研修
 原子力災害対策要員（国・自治体等職員）向け（36回程度）

- ・原子力防災の基礎知識や指針の考えを広く浸透させるため、継続して内閣府が実施。

原子力災害現地対策本部図上演習
 緊急時対応がまとまっている地域、避難計画が具体化している地域等を対象（10地域）

原子力災害現地対策本部図上演習
 （実用炉関係）
 緊急時対応がまとまっている地域、避難計画が具体化している地域等を対象（10地域程度）

- ・現地本部運営に係る基本、連携について、原子力総合防災訓練を基本として、演習にて広く浸透させるため、継続して内閣府が実施。

中核的人材研修
 原子力災害対策要員（国・自治体等職員）向け（試行5回）

- 中核的人材研修**
- ・原子力災害対策要員（国・自治体等職員）向け（本格実施15回程度）
 - ・e-ラーニングの開発

- ・開発された研修プログラムについて順次、試行／本格研修を実施。
- ・e-ラーニングの導入

原子力防災訓練の企画、実施及び評価のためのガイダンスの制定（平成30年3月）

- ・訓練ガイダンスに基づき、関係道府県において事前研修・訓練を実施。
- ・国は、訓練への参加、協議会（作業部会）を通じた計画改善支援を実施。
- ・国は、訓練の企画立案・運営等に関する技術的助言。

広域避難先都県・同市町村 静岡県内原子力関係施設視察 標準行程

1 前提条件

- ・参加者 広域避難先都県、同市町村職員 計30～50人程度
- ・形態 貸切観光バスによる移動
- ・費用 交通費（集合場所までの交通費を除く）
宿泊費（一泊朝食付き）について県負担

2 行程表（案）

1日目

時間	場所	内容
7:00	避難先都県出発	（避難先都県庁舎等）
↓	随時休憩 車内で各自昼食	
14:00	静岡県原子力防災センター到着	
14:00 ~ 16:00	静岡県原子力防災センター	広域避難計画に関する打合せ オフサイトセンター、環境放射線監視センター見学
16:00 ~ 18:00	避難元市町内視察	津波対策施設等見学
	宿泊先ホテル着	避難元市町内のホテル宿泊を基本
	※ 夕食時に会費制情報交換会を開催	

2日目

時間	場所	内容
8:30	宿泊先ホテル発	
9:00 ~ 12:00	浜岡原子力発電所	発電所内見学
12:00	浜岡原子力発電所発	
↓	随時休憩 車内で各自昼食	
18:00頃	避難先都県到着	（避難先都県庁舎等）

原子力災害時における医療救護体制

(健康福祉部地域医療課)

(要 旨)

現在、県は、中部電力浜岡原子力発電所において災害が発生した場合の緊急被ばく医療体制の確保のため、初期及び二次被ばく医療機関を指定している。

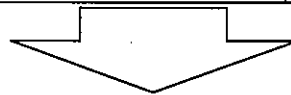
東日本大震災において、緊急被ばく医療体制が機能しなかった反省を踏まえ、国は、平成 27 年 8 月に「原子力災害対策指針」を改定し、新たな原子力災害医療体制構築の方針が示されたため、それに基づき、本県においても、原子力災害医療体制の整備を進めていく。

(概 要)

1 原子力災害医療体制の現状と今後

国が示す今後の原子力災害医療体制

	区 分	役 割	本県の指定状況
従来の「緊急被ばく医療体制」	三次被ばく医療機関 (国が指定)	高度専門的な線量 評価、除染、診療	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所 (千葉県)
	二次被ばく医療機関 (県が指定) (2)	専門的な除染や診療	静岡県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院
	初期被ばく医療機関 (県が指定) (8)	ふき取り等の簡易な 除染や応急処置等	市立御前崎総合病院、榛原総合病院、 菊川市立総合病院、藤枝市立総合病院、 焼津市立総合病院、市立島田市民病院、 磐田市立総合病院、中東遠総合医療センター



- ・役割を明確化
- ・要件を明確化
- ・出来る地域から順次整備

	区 分	役 割	医療機関
新たな「原子力災害医療体制」	高度被ばく医療支援センター (国が指定、3年毎更新)	原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う	(H27. 8. 26 国指定) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所 (高度被ばく医療支援センターのみの指定)
	原子力災害医療・総合支援センター (国が指定、3年毎更新)	平時において拠点病院に対する支援や関連医療機関等のネットワークの構築を行う 原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う	弘前大学 福島県立医科大学 (静岡県担当) 広島大学 長崎大学
	原子力災害拠点病院 (県が指定、3年毎更新)	汚染の有無に関わらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う 原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う原子力災害医療派遣チームを所有する	平成 30 年度に 指定予定
	原子力災害医療協力機関 (県が登録、3年毎更新)	原子力災害時において行われる診療や県が行う原子力災害対策等を支援する	平成 30 年度に 登録予定

原子力災害医療協力機関の施設要件の概要（国が3年ごとに見直し）

区分	内 容
実施主体	県内の医療機関、医療機関以外の機関（研究所、大学、団体、民間企業等）
機能	【下記の7項目のうち1項目以上を実施できること】 (A): 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行える (B): 被災者に対する放射性物質による汚染の測定を行える C: 「原子力災害医療派遣チーム」を保有し、その派遣体制がある D: 救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣を行える E: 避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行える (F): 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行える G: その他、原子力災害発生時に必要な支援を行える
医療従事者	上記の機能に必要な人員等が配置されていること
施設・設備	上記の機能に必要な施設・設備があること
研修訓練	自施設職員への研修・訓練の実施、又は拠点病院等が実施する研修・訓練への参加
その他	・立地道府県等の原子力災害対策への協力 ・原子力災害拠点病院が構築する災害医療体制ネットワークへの参画

(参考) 原子力災害拠点病院の施設要件

区分	内 容
実施主体	原則、災害拠点病院であること
診療機能	・重篤な傷病者に対する高度診療（汚染の有無にかかわらず） ・O I L 4 超傷病者に対する線量測定・除染処置 ・被ばく傷病者等に対する線量測定・集中治療等
医療連携	・原子力災害医療協力機関からの被ばく傷病者等の受入れ ・高度被ばく医療支援センター等への患者搬送が可能な体制 ・原子力災害医療派遣チームの受入体制
医療従事者	・基礎的研修を受講した施設管理者（病院長等） ・専門的研修を受講した中核人材 ・救急・災害医療の専門的知識・技能を有する医師及び看護師 ・被ばく医療の専門的知識・技能を有する医師 ・放射線防護をした上で必要な看護が可能な看護師 ・専門家の指示により線量評価等が行える者 ・除染処置に対し専門的知識・技能を有する者 等
施設	・除染室 ^{※1} ・被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室 ^{※1} ・被ばく傷病者等に対して入院治療が行える病室 ^{※1}
設備備品等	【救急/災害医療に必要な設備等に加え下記を整備】 ・放射線防護に必要な資機材 ・放射線測定機器（外部被ばく/内部被ばく評価 ^{※2} 等） ・被ばくの診療に必要な設備及び医薬品（安定ヨウ素剤等） ・除染するために必要な資機材 ・汚染物の一時保管庫、災害時の通信回線 等
研修訓練	・自施設職員/関係施設職員等への研修の定期的開催 ・訓練の定期的開催 ・県等が実施する訓練への参加
連携体制	・県等と協力し、関係機関等とのネットワーク構築
その他	・原子力災害医療派遣チームの保有 等

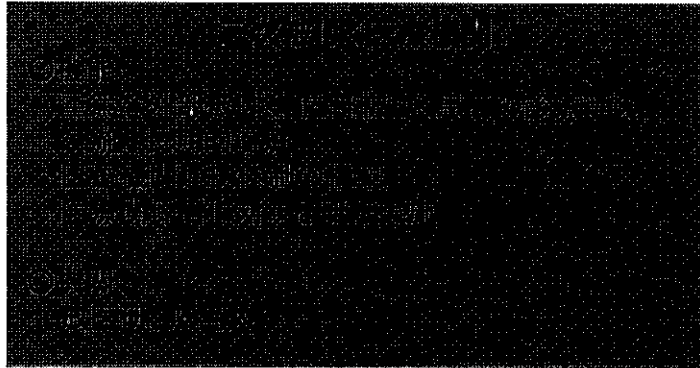
※1 原子力災害時に養生することで確保する場合も可

※2 内部被ばく評価に必要な放射線測定器は、他の原子力災害拠点病院等において検査を実施する体制がある場合は除外

原子力災害時における医療体制の整備

大規模な自然災害等との複合災害時において、被ばくのおそれのある傷病者への診療や関係機関との連携を強化するため、原子力災害対策指針を改正し、原子力災害時の医療体制を整備。

現行の被ばく医療体制



※国が選定



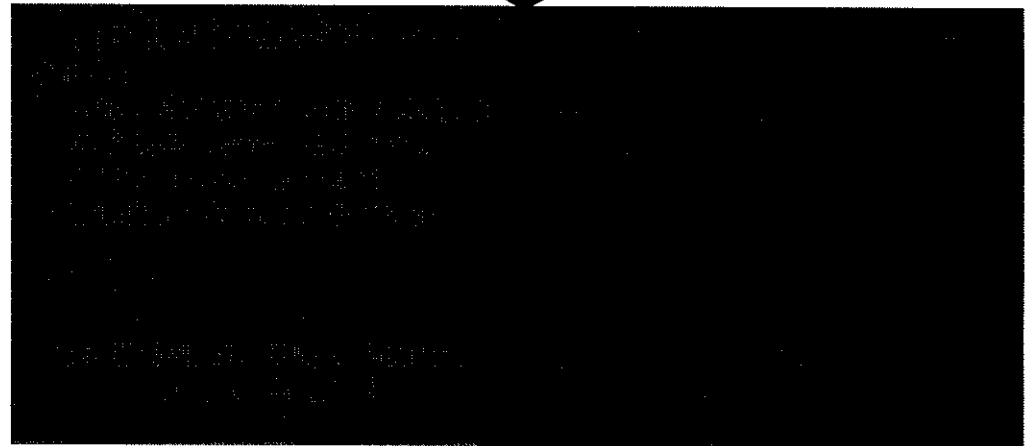
※自治体が指定



※自治体が指定

指針改正後

原子力災害発生からの対応



支援

※国が指定

原子力災害拠点病院

- ◎機能
 - ・被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施
 - ・地域内の関係者に対する研修
 - ・防災訓練への参加
 - ・原子力災害医療派遣チーム整備
- ◎機関
 - ・地域の中核病院(例:大学病院等)

協力

※自治体が指定

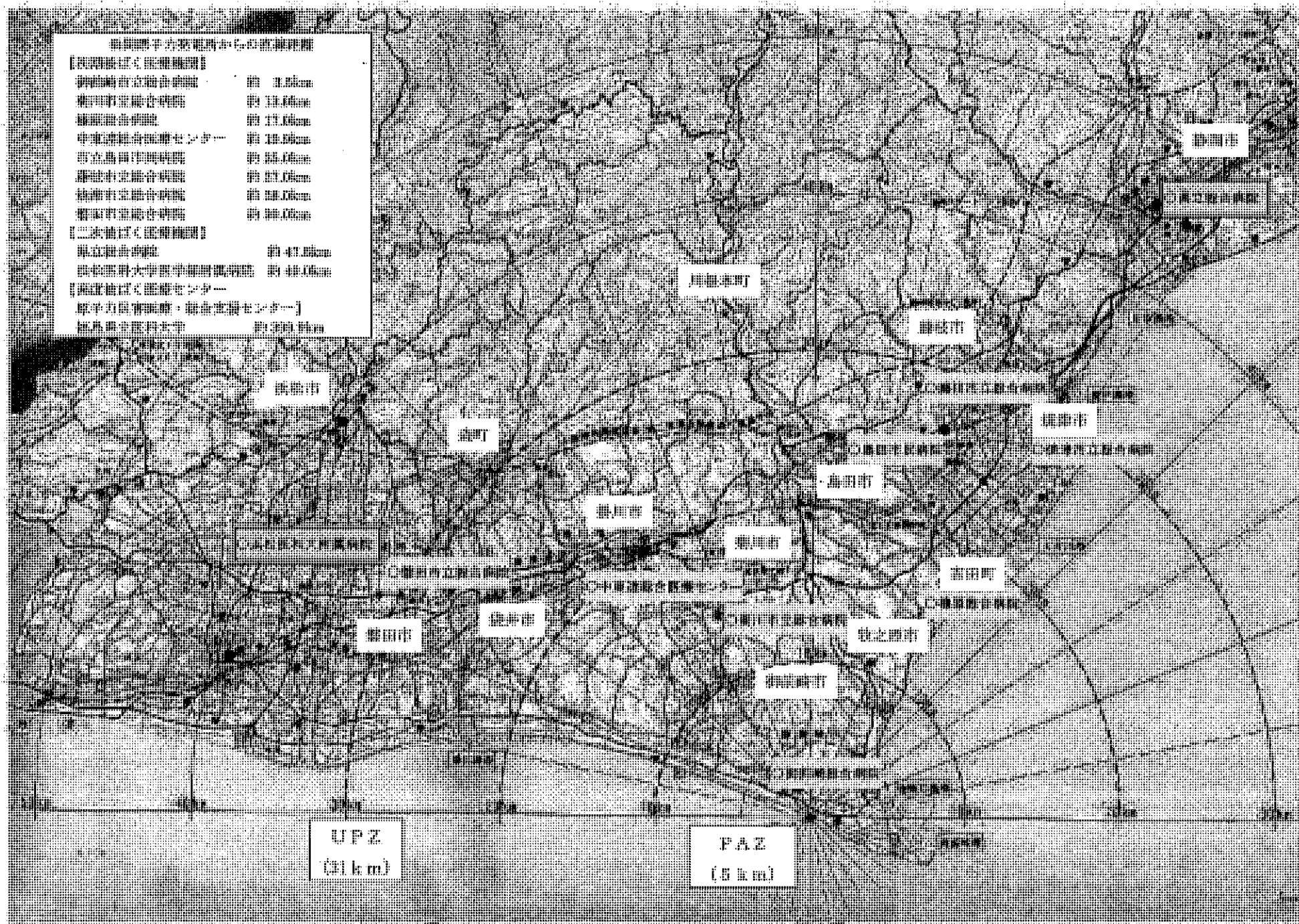
原子力災害医療協力機関

- ◎機能
 - ・被ばく傷病者等に対する初期診療の実施
 - ・立地道府県等が行う原子力災害対策への協力
- ◎機関
 - ・地域の関係機関等

※登録

群馬県中小企業振興センターの設置計画

【群馬県庁の設置計画】	
群馬県庁立総合事務所	約 10.0km
群馬県庁立総合事務所	約 13.0km
群馬県庁立総合事務所	約 17.0km
群馬県庁立総合事務所	約 19.0km
群馬県庁立総合事務所	約 23.0km
群馬県庁立総合事務所	約 25.0km
群馬県庁立総合事務所	約 27.0km
群馬県庁立総合事務所	約 29.0km
【三次元化の設置計画】	
群馬県庁立総合事務所	約 41.0km
群馬県庁立総合事務所	約 43.0km
【設置計画の設置計画】	
群馬県庁立総合事務所	約 37.0km
群馬県庁立総合事務所	約 39.0km



UPZ
(31 km)

PAZ
(5 km)

医地第 230 号
平成 30 年 6 月 21 日

《関係市町原子力災害対策担当課長》 様
《災害医療担当課長》 様

静岡県健康福祉部医療健康局長

原子力災害医療協力機関の登録について（依頼）

日頃、県の医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、原子力災害が発生した場合の医療体制について、これまで県では、初期被ばく医療機関及び2次被ばく医療機関を指定し、緊急被ばく医療体制を確保してきたところですが、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を契機として、国は、平成27年8月に「原子力災害対策指針」を改定し、新たな原子力災害医療体制を構築する方針を示しました。

これを受けて、本県では、下記のとおり原子力災害医療体制の構築を進めたいと考えております。つきましては、《該当医療機関》の原子力災害医療協力機関としての登録について、調整を進めてまいりますので、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

なお、該当する医療機関に対しては、別添写しのとおり依頼することを申し添えます。

記

1. 原子力災害医療協力機関の登録の考え方

- ・被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を速やかに行うことができる、浜岡原子力発電所から概ね半径 31km 圏内の公立総合病院
 - ・従来の初期被ばく医療機関の体制を活用
- ⇒現在、初期被ばく医療機関として指定している 8 病院を原子力災害医療協力機関として登録する方向で検討を進めている。

2. 原子力災害拠点病院について

- ⇒従来の2次被ばく医療機関（静岡県立総合病院、浜松医科大学医学部附属病院）の体制を活用し、指定に向けて調整中

担 当 地域医療課地域医療班
電 話 054-221-2406

《初期被ばく医療機関》 病院長 様

静岡県健康福祉部医療健康局長

原子力災害医療協力機関の登録に係る検討について（依頼）

日頃、県の医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県の緊急被ばく医療体制において、貴院には初期被ばく医療機関としての役割を担っていただいていたところですが、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を契機として、国は、平成 27 年 8 月に「原子力災害対策指針」を改定し、新たな原子力災害医療体制を構築する方針を示しました。

これを受けて、本県では、下記のとおり原子力災害医療体制の構築を進めたいと考えております。つきましては、貴院の原子力災害医療協力機関としての登録について御検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 原子力災害医療協力機関の登録の考え方

- ・被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を速やかに行うことができる、浜岡原子力発電所から概ね半径 31km 圏内の公立総合病院
- ・従来の初期被ばく医療機関の体制を活用

⇒現在、初期被ばく医療機関として指定している、貴院ほか 7 病院を原子力災害医療協力機関として登録する方向で検討を進めている。

2. 原子力災害拠点病院について

⇒従来の 2 次被ばく医療機関（静岡県立総合病院、浜松医科大学医学部附属病院）の体制を活用し、指定に向けて調整中

担 当 地域医療課地域医療班
電 話 054-221-2406

原子力災害時のオフサイト支援体制の整備について

2018年7月12日